保険期間終了まで保管ください

新入生用
在学生用（浦安）

2027年度
歯学部
浦安キャンパス
パンフレット

明海大学 学生総合補償制度

〈傷害総合保険〉

明海大学の推奨する明海大学の学生のための
充実した補償内容です！

団体割引適用 5%OFF
（感染予防措置・治療費用保険料を除きます。）

1か月あたり 約977円※から ご加入できます。
※UGプラン4年間一時払いの場合

自転車事故対応

個人賠償責任限度額は
3億円
- 示談交渉サービス付き（国内のみ）
- **アルバイト、インターンシップ**中の事故の補償





保護者が万が一
病気やケガで亡くなった場合
学資費用を補償！
（UA・UD・UG プランを除きます）

携行品損害の補償！



ノートパソコン
携行時の破損や
盗難も補償

弁護士費用、法律相談・書類作成費用の補償！





地震によるケガ・食中毒・熱中症の危険も補償！



24

学業中
のみならず、
日常生活も
24時間補償！

4月1日 補償開始 締切日

2027年3月31日（水）

なるべく入学手続きと同時にお申込みください。締切日を過ぎましてもご加入は可能です。申込手続きが完了した翌日午前0時より補償開始となります。

お申込は WEBで！

1月4日
から申し込み可能となります。

校門外やDM等で案内されている類似の補償制度は、明海大学と一切関係ありません。ご加入の際はお間違えなきようご注意ください。

取扱代理店 株式会社ジャパンデンタル

大切なお子さまの安心のために…

明海大学学生総合補償制度がお役にたちます

特長 1

個人賠償責任補償は 自転車事故やインターンシップ中の 損害賠償責任も補償(有償型・無償型問わず) さらに保険金額3億円の補償で安心。



個人賠償責任補償の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた場合には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」(日本国内にかぎります。詳しくはP.3の❻を参照。)がご利用いただけます。

POINT

	日常生活	アルバイト中	インターンシップ中	管理下中の受託品損害	記録情報損壊
明海大学学生総合補償制度	○	○※1	○※1	○※1	○※1
一般的な個人賠償責任保険	○	×	△※2	○※1	×

自転車保険義務化条例に対応

自転車保険等への加入義務化の条例が千葉県、埼玉県、東京都などでも施行されております。明海大学学生総合補償制度の個人賠償責任補償は、自転車保険義務化条例に対応した補償内容となっております。

インターンシップ先や不動産会社より保険証券の提出を求められた場合

6月下旬から7月に送付される加入者証のコピーをご提出ください。お急ぎの場合は、WEB画面に表示される加入内容を印刷してご提出ください。

加入内容の確認方法

保険料払込後、「お支払い手続き完了メール」が登録したメールアドレスに数日以内に届きます。
「お支払手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認することができます。

契約内容確認ページ
https://sjnk-pmd.dga.jp/login

特長 2

病気・ケガによる学資費用(授業料など)も補償

扶養者の方に万が一のことがあった場合、授業料などの学資費用を補償します。
(浦安キャンパス:UA・UD・UGプランは対象外です。)



明海大学独自の補償

特長 3

授業で使用するノートパソコン、タブレット端末携行時の破損や盗難も補償

授業で使用するノートパソコンやタブレット端末を自宅外において落として破損させたり、盗難にあった場合も、補償の対象となります。



※1 保険金お支払い対象外となる場合もございますので、具体的な補償内容については取扱代理店HPに掲載のあらましに記載の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただくか、損保ジャパンまでご照会ください。
※2 有償のインターンシップは対象となりません。

補償内容の一覧

扶養者※1の方に万一のことがあった場合の補償

❶ケガによる育英費用の補償

扶養者の方がケガにより、死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。

［ SB・SD・UC・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

❷ケガによる学資費用の補償

扶養者の方がケガにより、死亡・所定の重度後遺障害が生じ、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

［ SA・SB・SC・SD・UB・UC・UE・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

❸病気による学資費用の補償

扶養者の方が、病気により亡くなり、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

［ SA・SB・SC・SD・UB・UC・UE・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

- 保険期間開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

実際にあった補償事例

大学1年生の3月に、扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、学生本人が2～6年生の授業料を大学へ支払った。



疾病学資費用保険金300万円（限度）

［ SB60・SD60プラン ］にご加入の場合

疾病学資費用保険金	1年につき300万円（限度）

2～6年生300万円×5年間

累計保険金支払額 **約1,500万円**

学資費用保険金〈ケガ〉および疾病学資費用保険金〈病気〉は、扶養者が事故による死亡・所定の重度後遺障害または病気による死亡により扶養不能状態となり、その翌日以降に学生が授業料等を負担した場合にその実費をお支払いします。

お子さま本人の補償

❹ケガの補償（国内外補償）

1日目から補償　24時間365日補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

［ 全てのプラン ］

※UGプランは死亡・後遺障害が生じた場合は対象外です。

■学校でのケガ　■日常生活でのケガ
■交通事故によるケガ　■レジャー・スポーツ中のケガ

入　院	1,000日限度
通　院	事故発生の日から1,000日以内の90日限度

- 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

実際にあった補償事例

学生本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額4,000円タイプ

［ UGプラン以外 ］にご加入の場合

入院保険金	入院日額（4,000円）×14日＝5.6万円
手術保険金	入院日額（4,000円）×20倍（入院時）＝8万円
通院保険金	通院日額（2,000円）×20日＝4万円

保険金支払額 **17.6万円**

❺病気の補償（国内外補償）

1日目から補償

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。

［ SA・SB・SC・SD・UB・UC・UE・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

入　院	180日限度

- 保険期間開始前の検診（入学前の健康診断等）で指摘された病気など、保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

実際にあった補償事例

学生本人が腸閉塞になり、4週間入院し、手術も行った。



疾病入院保険金日額4,000円タイプ

［ SA・SB・SC・SD・UB・UC・UE・UFプラン ］にご加入の場合

疾病入院保険金	入院日額（4,000円）×28日＝11.2万円
疾病手術保険金	入院日額（4,000円）×20倍（入院時）＝8万円

保険金支払額 **19.2万円**

※1「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。（扶養者はあらかじめ指定された1名となります。）

（注）実際のお支払いはご加入の内容やケガまたは病気の状態により異なります。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「明海大学学生総合補償制度（傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容の一覧

お子さま本人の補償

補償の対象者



被保険者ご本人＝お子さま



同居の親族※
父・母・兄弟・祖父母など

※自宅外から通学する方は別居のご家族（父母・兄弟姉妹など）は補償されません。

⑥賠償責任の補償（国内外補償）

自転車保険義務化条例に対応した補償

国内外問わず日常生活中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

［ 全てのプラン ］

■自転車による飲食物等のデリバリーサービス中に、他人とぶつかりケガをさせてしまった。※2
■友人のノートパソコンやタブレット端末を落として破損してしまった。※2

- 情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
- 受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。
- スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払い対象となります。

実際にあった補償事例



学生本人が自転車で走行中、歩行者（当時62歳）にぶつかり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。
（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

［ 全てのプラン ］ 個人賠償責任保険金 国内外：3億円（限度）

保険金支払額 **9,521万円**

［ 授業でノートパソコンを使用される学生の皆さまへ ］

インターンシップ先から貸与されたノートパソコンまたは他人のノートパソコンを使用または預かるなどの受託中に万が一破損等させてしまい賠償責任が発生した場合の修理代は、保険金のお支払い対象となります。

- 一般の個人賠償責任保険は、携帯型電子事務機器はお支払いの対象外です。

示談交渉サービスをセット

賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

もしもお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

⑦弁護士費用の補償　法律相談・弁護士費用も補償します！

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

明海大学の学生のための安心サポート！

※被保険者（お子さま）ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

［ 全てのプラン ］

❶被害事故

■路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
■インターネット通販の会社から、本物と偽られて、偽物のブランド品を売りつけられた。
■近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。

❷人格権侵害※

■こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
■ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
■電車で痴漢被害を受けた。

（※）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

次のようなトラブルは保険金のお支払いの対象にはなりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル　など

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

1.弁護士費用保険金（国内補償※）

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

- 保険金額　（保険期間1年間につき）通算100万円 限度
- お支払いする保険金の額　1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%－自己負担割合10%）

2.法律相談・書類作成費用保険金（国内補償※）

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

- 保険金額　（保険期間1年間につき）通算10万円 限度
- お支払いする保険金の額　1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 －（自己負担額（免責金額）1000円）

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

お支払事例（お子さま本人の法的トラブルの補償）

SNSに誹謗中傷する内容を書き込まれ精神的苦痛を受け弁護士に相談した。加害者側に誠意ある対応をしてもらえないため弁護士に委任。最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談・書類作成費用10万円（限度）、弁護士費用100万円（限度）タイプ
［ 全プラン ］にご加入の方の補償事例
法律相談・書類作成にかかった費用1万円（限度）
弁護士等への委任にかかった費用40万円（着手金15万円報酬金25万円）の場合

弁護士費用保険金	40万円×（100%－10%（自己負担割合））＝36万円
法律相談・書類作成費用保険金	1万円－1,000円（自己負担額）＝9,000円

保険金支払額 **36.9万円**

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

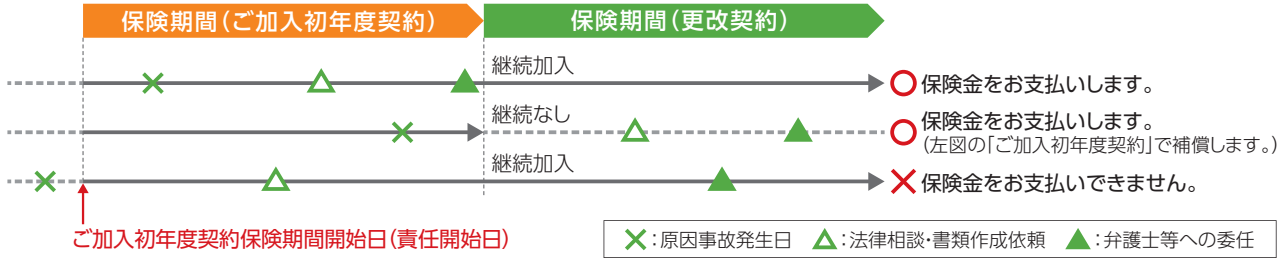
いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お子さま本人の補償

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前０時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



⑧救援者費用の補償（国内外補償）

お子さま本人が遭難などで行方不明になった場合に救援活動にかかった費用を補償します。

［ UGプラン以外 ］

■お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。

⑨携行品の補償（国内外補償）

お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。

［ UGプラン以外 ］（自己負担額3千円）

■お子さま本人のノートパソコンやタブレット端末を落として破損させてしまった。（携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。）
■旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。

⑩感染予防措置・治療費用の補償　歯学部プラン

臨床実習中の針刺し事故等により、学生に感染のおそれが生じた場合の予防措置にかかる費用、または感染のうえ発症した場合の治療に要する費用を補償します。

自宅外通学のお子さま※3のための補償

⑪借家人賠償責任の補償（国内のみ補償）

一人暮らしや下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

［ SC・SD・UD・UE・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

■下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。※2

- 「示談交渉サービス」の対象となりません。

⑫学生生活用動産の補償（国内のみ補償）

一人暮らしをしているお子さまが所有している生活用動産が、火災・破裂・爆発、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

［ SC・SD・UD・UE・UF プラン ］にご加入の方が補償されます。

■下宿先のアパートで誤って火災を起こし家具を焼失した。

- 風水災による損害はお支払い対象外です。風水災による補償を必要とされる方は、別途火災保険にご加入ください。

（注）自己負担額は1回の事故につき、盗難の場合には10万円、火災、落雷、破裂、爆発の場合には0円、その他の事故の場合には1万円となります。

特約

⑬天災危険の補償（国内外補償）

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

■地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。

- 上記事故により扶養者の方が死亡・重度後遺障害が生じた場合には学資費用をお支払いします。

⑭熱中症の補償（国内外補償）

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

■クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて通院した。

⑮食中毒の補償（国内外補償）

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

■食中毒になり入院した。

⑯特定の感染症の補償（国内外補償）

O-157などの特定感染症※4により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。※5

※2 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。
※3 自宅外通学のお子さまとは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。
※4 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年8月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。
※5 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。

保険期間と保険金額・払込金額表 歯学部用プラン

スマートフォン・タブレットで簡単申込!
ご加入をご希望の方は、二次元コードよりアクセスしてお申込みの手続きをお願いします。
https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai6

保険始期日	保険満了日	保険期間
2027年4月1日 午前0時から	2033年4月1日 午後4時まで	6年

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

適用プラン	団体割引5%適用(感染予防措置・治療費用保険料には団体割引5%が適用されません)／職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット			左記補償に含まれる特約	
自宅通学生用プラン 自宅外通学生用プラン	扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	❶	**育英費用〈ケガ〉**	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に一時金をお支払いします。	⓭ **天災危険の補償** (天災危険補償特約)
		❷	**学業(学資)費用〈ケガ〉**	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	
		❸	**疾病学業(学資)費用〈病気〉**	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	—
	お子さま本人のケガの補償	❹	**死亡・後遺障害**	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	⓭ **天災危険の補償** (天災危険補償特約) ⓮ **熱中症の補償** (熱中症危険補償特約) ⓯ **食中毒の補償** (細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約) ⓰ **特定の感染症の補償** (特定感染症危険補償特約) ＊死亡・手術保険金は対象外
			入院保険金日額	お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。	
			手術	お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	
			通院保険金日額	お子さま本人がケガで通院された場合にお支払いします。	
	お子さま本人の病気の補償	❺	**疾病入院保険金日額**	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。	—
			疾病手術	お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	
	お子さま本人の補償	❻	**個人賠償責任**	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に補償します。 ＊お子さまと同居のご家族も補償されます。	
		❼	**弁護士相談費用**	お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用を補償します。	
		❽	**救援者費用**	お子さま本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。	
		❾	**携行品損害**	お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。	
		❿	**感染予防措置・治療費用の補償**	臨床実習中の針刺し事故等により、学生に感染のおそれが生じた場合の予防措置にかかる費用、または感染のうえ発症した場合の治療に要する費用を補償します。	
自宅外通学生用プラン	自宅外通学のお子さま本人のための補償	⓫	**借家人賠償責任**	下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額:なし)	
		⓬	**学生生活用動産**	お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。	
					6年間一時払

※ お支払い金額は制度運営費600円を含みます。
制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用（事務手続費用等）に充当するための費用です。

- 「—」は補償されませんのでご注意ください。
- 保険料は被保険者（保険の対象となる方：お子さま本人）の職種級別によって異なります。
 記載の保険料は職種級別A級（学生など）の保険料です。お子さまが職種級別A級（事務職、営業職、販売職など）のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級(注)のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 (注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含みます。）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など（告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。）
- 「学業（学資）費用<ケガ>と疾病学業（学資）費用<病気>」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。感染予防措置・治療費用のお支払いにあたっては、臨床実習中の事故と感染の相当因果関係を証明する医師の診断書等の書類をご提出いただきます。また、お子さま本人の故意や事故後の対応等、お子さま本人の過失（責任）が認められる場合は、保険金を減額することがあります。
- 保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。（2026年８月現在）

不動産会社などで「⓫借家人賠償責任」「⓬学生生活用動産」の補償に別途ご加入されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生用プランからお選びください。

プラン名について　お申込みに使用するプラン名は、お支払い金額の上段に記載の名称をご使用ください。
（例）あんしんプラン（SB プラン）の６年間一時払をお申し込みの場合：SB60

自宅通学生用プラン（おすすめプラン）		自宅外通学生用プラン（おすすめプラン）	
SA	SB	SC	SD
ベーシックプラン	あんしんプラン	ベーシックプラン	あんしんプラン
―	150万円	―	150万円
1年につき 200万円（限度）	1年につき 300万円（限度）	1年につき 200万円（限度）	1年につき 300万円（限度）
100万円	100万円	100万円	100万円
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍） 〈 外来の手術 〉入院保険金日額の 5 倍（重大手術は40倍）			
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍） 〈 外来の手術 〉疾病入院保険金日額の 5 倍（重大手術は40倍）			
3億円（限度）（記録情報限度額500万円）			
弁護士費用保険金（自己負担割合10%）：通算100万円限度（1年につき） 法律相談・書類作成費用保険金（自己負担額1,000円）：通算10万円限度（1年につき）			
1年につき 100万円（限度）	1年につき 100万円（限度）	1年につき 100万円（限度）	1年につき 100万円（限度）
15万円 （自己負担額：1事故につき3,000円）	30万円 （自己負担額：1事故につき3,000円）	15万円 （自己負担額：1事故につき3,000円）	30万円 （自己負担額：1事故につき3,000円）
1事故につき 500万円（限度）	1事故につき 500万円（限度）	1事故につき 500万円（限度）	1事故につき 500万円（限度）
―	―	1,000万円（限度）	1,000万円（限度）
―	―	100万円（限度）	100万円（限度）
SA60	SB60	SC60	SD60
304,940円	413,550円	332,200円	440,810円

保険期間と保険金額・払込金額表 浦安キャンパス用プラン

スマートフォン・タブレットで簡単申込!
ご加入をご希望の方は、二次元コードよりアクセスしてお申込みの手続きをお願いします。
https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai4

保険始期日	保険満了日	保険期間
2027年4月1日 午前0時から	2031年4月1日 午後4時まで	4年
	2028年4月1日 午後4時まで	1年

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

適用プラン						左記補償に含まれる特約
自宅外通学生用プラン	自宅通学生用プラン	【UGプラン以外】 団体割引5%適用/職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット 【UGプラン】 団体割引5%適用/職種級別A級・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・後遺障害保険金対象外特約・死亡保険金対象外特約・手術保険金対象外特約セット				
○	○	扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	❶	**育英費用〈ケガ〉**	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に一時金をお支払いします。	⓭ **天災危険の補償** (天災危険補償特約)
○	○	扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	❷	**学業(学資)費用〈ケガ〉**	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	⓭ **天災危険の補償** (天災危険補償特約)
○	○	扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	❸	**疾病学業(学資)費用〈病気〉**	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	—
○	○	お子さま本人のケガの補償	❹	**死亡・後遺障害**	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	⓭ **天災危険の補償** (天災危険補償特約) ⓮ **熱中症の補償** (熱中症危険補償特約) ⓯ **食中毒の補償** (細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約) ⓰ **特定の感染症の補償** (特定感染症危険補償特約) ＊死亡・手術保険金は対象外 ＊UGプラン以外
○	○	お子さま本人のケガの補償	❹	**入院保険金日額**	お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。	
○	○	お子さま本人のケガの補償	❹	**手術**	お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	
○	○	お子さま本人のケガの補償	❹	**通院保険金日額**	お子さま本人がケガで通院された場合にお支払いします。	
○	○	お子さま本人の病気の補償	❺	**疾病入院保険金日額**	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。	—
○	○	お子さま本人の病気の補償	❺	**疾病手術**	お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。	
○	○	お子さま本人の補償	❻	**個人賠償責任**	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に補償します。 ＊お子さまと同居のご家族も補償されます。	
○	○	お子さま本人の補償	❼	**弁護士相談費用**	お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用を補償します。	
○	○	お子さま本人の補償	❽	**救援者費用**	お子さま本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。	
○	○	お子さま本人の補償	❾	**携行品損害**	お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。	
○		自宅外通学のお子さま本人のための補償	⓫	**借家人賠償責任**	下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額:なし)	
○		自宅外通学のお子さま本人のための補償	⓬	**学生生活用動産**	お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。	
						4年間一時払
						1年間一時払

※ お支払い金額は制度運営費600円を含みます。
制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

- 「—」は補償されませんのでご注意ください。
- 保険料は被保険者(保険の対象となる方:お子さま本人)の職種級別によって異なります。
記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが職種級別A級(事務職、営業職、販売職など)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級(注)のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。)
- 「学業(学資)費用<ケガ>と疾病学業(学資)費用<病気>」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。
- 保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2026年8月現在)

おすすめプランのPOINT

扶養者の方が病気により亡くなられた場合、ご卒業までの学資費用を補償できるのは、UB・UC・UE・UFプランのみです。

不動産会社などで「⑩借家人賠償責任」「⑪学生生活用動産」の補償に別途ご加入されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生用プランからお選びください。

ケガの補償、加害トラブル・被害トラブルの補償に特化した、自転車等で通学する方向けのシンプル補償です。

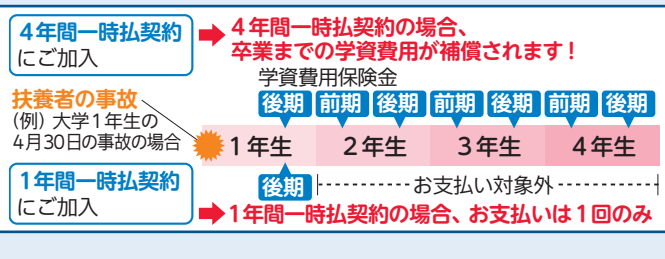
プラン名について　お申込みに使用するプラン名は、お支払い金額の上段に記載の名称をご使用ください。
(例) あんしんプラン(UC プラン)の 4 年間一時払をお申し込みの場合：UC40

自宅通学生用プラン（おすすめプラン）			自宅外通学生用プラン（おすすめプラン）			
UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG
スマートプラン（日常生活リスクのみ補償）	ベーシックプラン	あんしんプラン	スマートプラン（日常生活リスクのみ補償）	ベーシックプラン	あんしんプラン	超シンプルプラン
—	—	150万円	—	—	150万円	—
—	1年につき 80万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	—	1年につき 80万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	—
100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	—
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円
〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉入院保険金日額の 5 倍(重大手術は40倍)						—
2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
—	4,000円	4,000円	—	4,000円	4,000円	—
—	〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—	〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—
3億円(限度)　(記録情報限度額500万円)						
弁護士費用保険金(自己負担割合10%)　:通算100万円限度(1年につき) 法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円):通算10万円限度(1年につき)						
1年につき 100万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	1年につき 100万円(限度)	—
15万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	30万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	30万円 (自己負担額:1事故につき 3,000円)	—
—	—	—	1,000万円(限度)	1,000万円(限度)	1,000万円(限度)	—
—	—	—	50万円(限度)	100万円(限度)	100万円(限度)	—
UA40	UB40	UC40	UD40	UE40	UF40	UG40
66,660円	113,300円	129,290円	82,080円	132,980円	148,970円	46,870円
UA10	UB10	UC10	UD10	UE10	UF10	UG10
20,940円	26,300円	28,970円	25,690円	32,360円	35,030円	14,850円

4年間一時払契約がおすすめです！

1年間一時払に4年間加入するよりも4年間一時払の方が掛金が高いのはなぜですか？

❷学業（学資）費用〈ケガ〉、❸疾病学業（学資）費用〈病気〉のお支払い期間に違いが生じることが理由です。右図を合わせてご確認ください。



ご加入手続きについて

スマートフォン・タブレット・パソコンから簡単に申込できます!

2027年1月4日から申込可能となります。

あらかじめ、ご加入するタイプをP.5～P.8からお選びいただいておくとスムーズです。

※ご加入のお手続きはWEBサイトでのお手続きのみです。
申込用紙でのお手続きはできませんのでご了承ください。

❶お申し込みのお手続き　WEB申込締切：2027年8月31日(火)まで

※2027年9月1日（水）以降にお申し込みをご希望の場合には取扱代理店のジャパンデンタルまでご連絡ください。

スマートフォン・タブレットからの場合

「保険期間と保険金額・払込金額表」各ページの上段にある二次元コードを読み込んで、お申し込みください。

歯学部用プラン P.5　浦安キャンパス用プラン P.7

パソコンからの場合

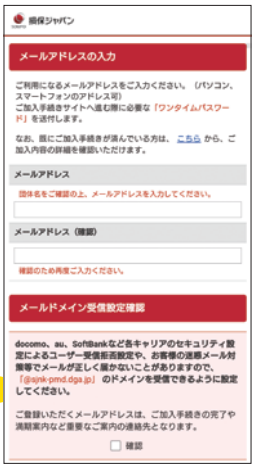


歯学部
https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai6
浦安キャンパス
https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai4
※必ずアドレスバーにURLを入力してください。

大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご登録画面



❷お支払い

お申込のお手続きをいただくと、ご入力いただいた住所に1週間ほどで封書が届きます。

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、失効となりますのでご注意ください。
※銀行振込による保険料の払込はできませんのでご了承ください。

お近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して所定の保険料を払込ください。保険料の払込にて、お手続きは完了となります。

Pay払いなら、時間・場所を選ばずにご利用が可能です!!

払込票のバーコードを読み取って、自宅や職場で簡単にお支払いできます！

ご利用いただけるスマホ決済アプリはこちら!

d払い　PayPay　PayB　au PAY　FamiPay

※決済の利用上限金額は各事業社のHPをご確認ください。

掛金が30万円を超えるプランにご加入の場合は、郵便局のみでのお支払いとなります。

❸払込後は

お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。加入者証はWEB画面で確認できます。

契約内容確認ページ
https://sjnk-pmd.dga.jp/login

アクセス推奨環境について

スマートフォン（タブレット）	iPhone／iPad	OS：iOS11以降　ブラウザ：Safari
	Android	OS：Android 6.0以降　ブラウザ：Chrome
パソコン	Windows	OS：Windows10以降　ブラウザ：Edge／Chrome／Firefox
	Mac	OS：Mac OS Sierra 10.12　ブラウザ：safari／Chrome

※iPhone／iPadのブラウザについて：ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

よくあるご質問

Q. 明海大学学生総合補償制度への加入は強制ですか？

A. あくまで任意です。補償内容をご確認いただいたうえでご加入ください。P. 1 の制度の特長に記載のとおり、明海大学学生総合補償制度独自の補償内容もございますので是非ご加入をお薦めします。

Q. 自転車事故による賠償も補償されますか？

A. はい。自転車による対人事故、対物事故は「個人賠償責任の補償」で補償されます。示談交渉サービス（日本国内において発生した事故に限ります。）がご利用いただけますのでご安心ください。自動車、バイクによる対人事故、対物事故は補償対象外です。

Q. 海外旅行中のケガや病気も補償されますか？

A. 海外旅行中のケガや病気の入院も補償されますが、海外での医療は高額となる場合が多く、併せて海外旅行保険に加入することをお薦めします。（海外旅行保険も当社で取り扱っています。）

万一、事故にあわれたら

電話による 事故のご連絡・保険金のご請求について

●事故にあわれたときは、**早急にお近くの取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡**ください。

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間 24時間365日

●事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。

●あらかじめ**損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります**のでご注意ください。

1 事故が起こったら
早急にご連絡を(30日以内)

2 電話連絡をしてください
24時間365日事故受付サービス

3 請求書を提出
保険金請求書類が送付されますので、できるだけ早く書類をご返送ください。

4 保険金が支払われます
銀行振込みでお支払いします。

LINEによる 事故のご連絡・保険金のご請求について

LINEの友だち追加はこちらから
lin.ee/eB7LU9G

書類不要!

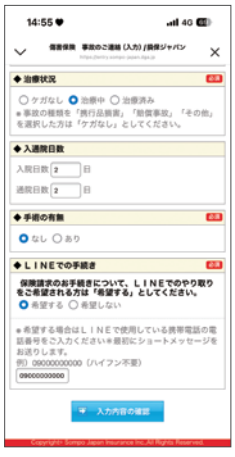
STEP 1
右上の二次元コードを読み取って、**当社公式アカウントの友だち登録**を行ってください。

STEP 2
公式アカウントメニューから**「LINEで受付」**をタップし**「傷害保険の事故連絡」**をタップすると公式ウェブサイトのインターネット事故受付へ遷移します。
遷移後、事故情報を入力してください。





STEP 3
希望の連絡手段としてLINEが選択できます。
入力内容を送信後、LINEの開設手順について、担当者から**ショートメッセージ(SMS)またはお電話**にてご案内いたします。
恐れ入りますが、**ご連絡まで今しばらくお待ちください。**



※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

よくあるご質問

Q. **3月31日の申込締切日**を過ぎてしまいました。**今からでも加入**できますか？

A. はい。**ご加入いただけます**。中途加入の場合は、WEB画面上での**申込手続きが完了した翌日午前0時より補償開始**となりますのでご安心ください。

Q. **保険証券**はいつ頃届きますか？

A. 保険証券ではなく**加入者証を6月下旬から7月に送付**しております。お急ぎの場合は、加入内容は、払込後に届く**「お支払い手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認できます**。インターンシップ先や不動産会社から保険証券の提出を求められた場合は加入者証のコピーまたは、**WEB画面を印刷して提出**してください。

Q. **控除証明書**は発行されますか？

A. **加入者証に添付**されております控除証明書をご使用ください。保険料のうち、**疾病保険特約保険料のみ介護医療保険料控除の対象**(2026年8月現在)となります。

アンケートご協力のお願い

URL：https://forms.cloud.microsoft/r/MwH1VRjjY4

賠償責任保険の加入状況の確認および明海大学学生総合補償制度につきまして簡単なアンケートを実施しております。お手数ですが明海大学学生総合補償制度に加入・未加入にかかわらず二次元コードを読み取りご回答いただけますようお願い申し上げます。（ご回答所要時間３～４分程度）

ご契約後の **安心** サービス

明海大学学生総合補償制度にご加入いただくと
各種無料電話相談サービスがご利用いただけます!

傷害総合保険 付帯サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

1. 健康・医療相談サービス
2. 介護関連相談サービス
3. 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
4. 医療機関情報提供サービス
5. 専門医相談サービス（予約制）
6. 法律・税務・年金相談サービス（予約制）
 ※一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
7. メンタルヘルス相談サービス
8. メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス
9. こどものお悩みほっとライン

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（注5）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。（注6）1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。（注7）応対者の指名はできません。（注8）ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。（注9）相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではございません。（注10）ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

トラブル発生	初期対応	弁護士などへ相談	弁護士などへ委任
	被害事故・嫌がらせ相談窓口	弁護士費用、法律相談・書類作成費用の補償 弁護士紹介サービス	

（注1）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（注5）弁護士費用に関する保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター：〈受付時間〉24時間365日 0120-727-110（注6）ご利用いただく際は、WEB画面上の契約内容確認ページに記載の専用電話番号までご連絡ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

［電話番号］03-4332-5241（全国共通）　おかけ間違いにご注意ください。
［受付時間］平日：午前９時 15 分から午後５時まで
（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

万一の事故のとき！ 事故受付対応窓口（保険金請求はこちら）

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口（受付時間：24 時間 365 日）までご連絡ください。
※LINE で事故のご連絡と保険金のご請求も可能です。詳細は P.10 をご確認ください。

窓口：事故サポートセンター　0120-727-110　24時間・365日 事故受付

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証の送付は、6月下旬から7月の予定です。お急ぎの場合は、WEB画面上で加入内容を確認することができます。［加入内容の確認方法］保険料払込後、「お支払い手続き完了メール」が登録したメールアドレスに数日以内に届きます。「お支払い手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認することができます。

契約内容確認ページ
https://sjnk-pmd.dga.jp/login

補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

お問い合わせ先

【取扱代理店】 **株式会社ジャパンデンタル**
〒160-0023　東京都新宿区西新宿1-13-8
TEL：03-3344-5333
〈受付時間〉平日の午前9時30分から午後5時30分

【引受保険会社】 **損害保険ジャパン株式会社**
南東京支店 法人支社
〒164-0001
東京都中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス４階
TEL：03-5913-3712
〈受付時間〉平日の午前9時から午後5時まで

SJI26-13059　（2026/09/24）